

# 那珂市地域防災計画

那珂市防災会議

令和8年3月

# 【自然災害等対策編】

# 目次

## 自然災害等対策編

### 第1章 総則

第1節	計画の概要	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の用語	1
第3	計画の構成	1
第4	基本方針	1
第2節	那珂市の防災環境	2
第1	自然環境の特性	2
第2	社会環境の特性	3
第3節	那珂市の風水害及び地震被害	4
第1	災害履歴	4
第2	市に被害をもたらす可能性のある地震	4
第4節	各機関の業務の大綱	6
第1	那珂市	6
第2	茨城県	6
第3	広域事務組合	7
第4	指定地方行政機関	8
第5	自衛隊	10
第6	指定公共機関	10
第7	指定地方公共機関	12
第8	公共的団体及びその他防災上重要な機関	12

### 第2章 災害予防計画

第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	14
第1	対策に携わる組織の整備	14
第2	相互応援体制の整備	16
第3	防災組織等の活動体制の整備	18
第4	情報通信ネットワークの整備	24
第2節	災害に強いまちづくり	27
第1	防災まちづくりの推進	27
第2	建築物の不燃化・耐震化の推進	31
第3	河川改修の推進	35
第4	風害対策の推進	37
第5	道路及び橋梁の対策の推進	39
第6	ライフライン施設の対策の推進	41
第7	地盤災害防止対策の推進	45

第8	農地農業の災害対策の推進	50
第9	商工業の災害対策	55
第10	危険物等施設の安全確保	57
第3節	災害による被害軽減への備え	62
第1	緊急輸送への備え	62
第2	消火活動、救助・救急活動への備え	65
第3	医療救護活動への備え	71
第4	被災者支援のための備え	75
第5	要配慮者安全確保のための備え	82
第6	帰宅困難者対策	88
第7	燃料不足への備え	90
第8	文教施設等における備え	92
第9	災害用資材、機材等の点検整備計画	95
第4節	防災教育・訓練	96
第1	防災教育	96
第2	防災訓練	99
第3	災害に関する調査研究	102
第5節	事故災害応急対策、災害復旧への備え	105
第1	航空災害	105
第2	鉄道災害	108
第3	道路災害	110
第4	危険物等災害	113
第5	大規模な火事災害	118
第6	林野火災	121
第3章 災害応急対策計画		
第1款 風水害等対策		
第1節	初動対応	124
第1	職員参集・動員	124
第2	災害対策本部	129
第2節	災害情報の収集・伝達	141
第1	通信手段の確保	141
第2	災害情報の収集・伝達	145
第3	災害情報の広報	150
第3節	応援・派遣	153
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	153
第2	応援要請・受入体制の確保	156
第3	他市町村被災時の応援	160
第4節	被害軽減対策	162

第1	警備対策	162
第2	避難指示・誘導	166
第3	緊急輸送	175
第4	消火活動、救助・救急活動	182
第5	水防計画	187
第6	応急医療	193
第7	危険物等災害防止対策	197
第8	燃料対策	200
第5節	被災者生活支援	202
第1	被災者の把握	202
第2	避難生活の確保、健康管理	204
第3	ボランティアの活動の支援	210
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	212
第5	生活救援物資の供給	215
第6	要配慮者安全確保対策	220
第7	応急教育	224
第8	帰宅困難者対策	227
第9	愛玩動物（ペット）の保護対策	228
第6節	災害救助法の適用	229
第7節	応急復旧・事後処理	232
第1	建築物の応急復旧	232
第2	土木施設の応急復旧	236
第3	ライフライン施設の応急復旧	239
第4	清掃・防疫・障害物の除去	243
第5	行方不明者等の捜索	248
第6	労務の確保	251
第2款 地震災害対策		
第1節	初動対応	253
第1	職員参集・動員	253
第2	災害対策本部	257
第2節	災害情報の収集・伝達	260
第1	通信手段の確保	260
第2	災害情報の収集・伝達	260
第3	災害情報の広報	263
第3節	応援・派遣	264
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	264
第2	応援要請・受入体制の確保	264
第3	他市町村被災時の応援	264

第4節	被害軽減対策	265
第1	警備対策	265
第2	避難指示・誘導	265
第3	緊急輸送	269
第4	消火活動、救助・救急活動、水防活動	270
第5	応急医療	272
第6	危険物等災害防止対策	273
第7	燃料対策	273
第5節	被災者生活支援	274
第1	被災者の把握	274
第2	避難生活の確保、健康管理	274
第3	ボランティアの活動の支援	274
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	274
第5	生活救援物資の供給	274
第6	要配慮者安全確保対策	274
第7	応急教育	274
第8	帰宅困難者対策	274
第9	愛玩動物（ペット）の保護対策	274
第6節	災害救助法の適用	275
第7節	応急復旧・事後処理	276
第1	建築物の応急復旧	276
第2	土木施設の応急復旧	279
第3	ライフライン施設の応急復旧	280
第4	清掃・防疫・障害物の除去	280
第5	行方不明者等の捜索	280
第6	労務の確保	280
第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節	被災者の生活の安定化	281
第1	義援金品の募集及び配分	281
第2	災害弔慰金	283
第3	租税、公共料金等の特例措置	289
第4	り災証明書の発行	291
第5	被災者の生活の安定化	293
第6	住宅建設の促進	295
第7	被災者生活再建支援法の適用	296
第2節	被災施設の復旧	300
第3節	激甚災害の指定	305
第4節	復旧計画の作成	306

# 第1章 総則

## 第1節 計画の概要

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、那珂市防災会議が策定する計画であって、市内の災害に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮して、市域における災害の予防、応急対策、復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

### 第2 計画の用語

この計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
3. 県 茨城県
4. 市 那珂市

### 第3 計画の構成

この計画は、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途防災関係機関が定める。

### 第4 基本方針

この計画の基本方針は、次のとおりである。

1. 那珂川や久慈川の洪水をも想定した防災対策の確立を図る。
2. 阪神・淡路大震災（平成7年）や新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）の教訓を踏まえ、震度7の地震も想定した防災対策の確立を図る。
3. 災害による被害を最小限とするため、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。
4. 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
5. 市及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民・事業者の役割も明示した計画とする。
6. 「茨城県地域防災計画」と整合した計画とする。

## 第2節 那珂市の防災環境

### 第1 自然環境の特性

#### 1 位置

市は、関東平野の北東部にあって、茨城県の中央よりやや北部に位置し、東西約16キロメートル、南北約13キロメートル、97.82平方キロメートルの面積を有し、逆三角形に近い輪郭を示している。南は県都水戸市に隣接し、東はひたちなか市、東海村に接し、北東は久慈川を隔てて常陸太田市と相對している。北西は常陸大宮市、さらに那珂川を境に城里町と隣接している。



位置図

#### 2 地形

市は、その大半が久慈川と那珂川に挟まれた広域な平坦地形上に位置している。この平坦地形は“那珂台地”と呼ばれ、茨城県北部に位置する洪積台地のひとつである。西端の戸崎付近では標高50～60m、これより東側では標高30～40mの高さで、全体として東に向かって緩やかに低くなっている。また、台地上を北西～南東に走る浅い谷が特徴的である。

那珂台地の縁辺部には、久慈川及び那珂川により形成された段丘地形が発達している。段丘面と那珂台地面はほぼひと続きとなっているため、地形的に両者を区分することは難しいが、一部では1m内外の高度差が認められるところもある。これらの段丘面は、その代表的な分布域から、久慈川側では“額田段丘”、那珂川側では“上市段丘”とも呼ばれている。

一方、市北西部の静、下江戸、大内、田崎付近にかけては、北北西-南南東方向の小丘陵が存在する。これは“瓜連丘陵”と呼ばれ、八溝山系から延びる丘陵地形の末端部にあたる。静付近では標高100m前後で、南南東に向かって緩やかに低くなり那珂台地に接している。

また、市の北側を境する久慈川及び南西側を境する那珂川沿いには、沖積低地と呼ばれる広域な低地が形成されている。この沖積低地の末端部には明瞭な段丘崖が発達しており、上位の段丘面と境されている。(資料1-6：那珂市の地形)

#### 3 地質

市の地盤を構成する地質は、上述の地形とも密接に関連している。

基盤を成すのは新第三紀中新世の砂岩、泥岩及び凝灰岩類で、広域的には“多賀層群”と呼ばれる地層である。第四紀層に広く覆われているために地表での露頭は少なく、丘陵及び台地の縁辺部にのみ現れている。昭和59年に、額田南郷の久慈川沿いの本層からナカマクジラの歯と骨片が発見されている。

第四紀更新世中期の引田層は砂礫、砂、シルト層などから成り、瓜連丘陵にのみ分布がみられる。現在の瓜連丘陵はかつて久慈川の河谷があったところで、引田層は、新第三紀の泥岩が削られた谷を埋積した古久慈川の河谷堆積層である。また、引田層の下位には古徳礫層、新町礫層と呼ばれる段丘礫層が埋没している。

那珂台地を構成する地質は更新世後期の見和層とこれを覆う茨城粘土層で、これらが台地の堆積面をつくっている。見和層は砂、シルト、泥を主体とし、一部は砂礫から成る海成の堆積物である。

段丘礫層は久慈川及び那珂川により形成された厚さ数mの砂礫層で、見和層を覆って分布する河成堆積物である。那珂台地縁辺部に広がる段丘面(額田段丘, 上市段丘)を形成している。

関東ローム層は、瓜連丘陵、那珂台地及び縁辺部の段丘面を広く覆って広域に分布している。ローム層の厚さは最大5m前後で、この中に20～30cmの鹿沼軽石層を挟在しているのが特徴的である。

沖積層は、久慈川及び那珂川沿いの沖積低地に分布し、礫、砂、粘土から構成される。

## 4 気候

市は、太平洋岸に近接した平野部という自然条件に加え、気候的にも東日本型の気候に属し、平均気温13～14℃、平均湿度74パーセント程度で比較的温暖であり、冬期は降雨が少なく好天に恵まれている。

### ■資料編

- ・資料1－6：那珂市の地形

## 第2 社会環境の特性

### 1 人口及び世帯数

市の人口と世帯数は、令和2年10月1日現在、53,502人、20,931世帯である。また、一世帯当たりの人口は約2.56人で年々減少傾向にあり、核家族世帯や単身世帯が増えている。

年齢別人口構成では、15歳未満が11.8%、15～64歳が56.1%、65歳以上が32.1%となっている。(※データは、令和2年より)(資料1－7：那珂市の人口動態)

### 2 交通

鉄道は、JR水郡線が市を縦断し、さらに路線バスが近隣市町村や市内各地域を連絡している。また、高速バスも運行されており、東京の上野駅や新宿駅に直結している。

道路は、常磐自動車道が市を東西に走り、市内には那珂インターチェンジがあり、県北地域の玄関口となっている。市ではこの常磐自動車道を中心に国道6号、118号、349号が道路の骨格を形成しており、周辺市町村と連絡する主要地方道瓜連馬渡線をはじめ14路線の県道が配置されている。

### ■資料編

- ・資料1－7：那珂市の人口動態

## 第3節 那珂市の風水害及び地震被害

### 第1 災害履歴

市の災害履歴は、資料編（資料1－8：風水害等被害の履歴、資料1－9：地震災害の履歴）のとおりである。

#### ■資料編

- ・資料1－8：風水害被害の履歴
- ・資料1－9：地震災害の履歴

### 第2 市に被害をもたらす可能性のある地震

#### 1 国及び県による地震被害想定

茨城県地震被害想定調査報告書において想定された3つの地震（下表1～3）における市の震度は次表のとおりである。

<想定地震及び震度>

	想定地震	想定地震についての説明	想定 マグニチュード <sup>a</sup>	市の震度
1	茨城県南部の地震	県南・県西地域を中心に揺れや火災の被害が多く発生する地震	7.3	震度5弱～5強
2	F1断層などの連動の地震	県北地域の沿岸部で震度6強から震度7を計測する地域で揺れによる被害が特に多く発生する地震	7.1	震度5弱～6弱
3	茨城県沖～房総半島沖の地震	県央から鹿行、県南にかけて液状化や揺れによる被害が広く分布し、沿岸部全域にわたって津波被害も発生する地震	8.4	震度5弱～6弱

なお、東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）が発生した場合、市は震度4以下と予想されている。

#### 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

##### 1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、那珂市は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

##### 2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画自然災害等対策編に含まれるため、本地域防災計画自然災害等対策編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

### 3 那珂市の地震被害想定

市では、地域防災計画の策定に際し、内閣府（旧国土庁）の地震被害想定システム（Quake）を利用して被害想定を実施した。それによれば、市内で最大震度7となる地震を想定した場合の市における被害について、全壊建物約2,200棟、死者約150人という結果が得られている。その詳細は資料4-1に示している。

#### ■資料編

- ・資料4-1：被害想定結果
- ・資料4-2：茨城県南部直下のプレート境界地震

## 第4節 各機関の業務の大綱

### 第1 那珂市

- 1 那珂市防災会議及び那珂市災害対策本部に関する事
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関する事
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関する事
- 4 災害の防除と拡大の防止に関する事
- 5 救助、防疫等災者の救助、保護に関する事
- 6 災害復旧資材の確保に関する事
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- 8 被災市営施設の応急対策に関する事
- 9 災害時における文教対策に関する事
- 10 災害対策要員の動員、雇上に関する事
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- 12 被災施設の復旧に関する事
- 13 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事

#### 那珂市消防本部

- 1 消防、防災活動に関する事
- 2 災害の予防警戒及び防御に関する事
- 3 人命の救出、救助及び応急救護に関する事
- 4 災害時の救助、救急、情報の伝達に関する事
- 5 危険物の安全確保のための指導に関する事

#### 那珂市福祉事務所

- 1 災害救助法の適用に関する事
- 2 生活救援物資の供給に関する事

### 第2 茨城県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関する事
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関する事
- 4 災害の防御と拡大の防止に関する事
- 5 救助、防疫等災者の救助保護に関する事
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- 8 被災県営施設の応急対策に関する事

- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害時における社会秩序の維持に関すること
- 11 災害対策要員の動員、雇上に関すること
- 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13 被災施設の復旧に関すること
- 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等に関すること
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関すること

#### ひたちなか保健所

- 1 医療救護及び助産活動に関すること
- 2 医療施設の保全に関すること
- 3 防疫その他保健衛生に関すること
- 4 毒物、劇物に関すること

#### 常陸大宮土木事務所

- 1 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関すること
- 2 水防活動の指導に関すること

#### 茨城県警察本部（那珂警察署）

- 1 災害警備及び交通対策の企画、調整に関すること
- 2 防災関係機関等からの情報収集及び連絡に関すること
- 3 被災者の救出及び避難誘導に関すること
- 4 行方不明者の捜索及び遺体の検視に関すること
- 5 交通規制等交通秩序の保持に関すること
- 6 緊急通行車両の確認に関すること
- 7 災害に係る各種犯罪の取り締まりに関すること
- 8 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること

### 第3 広域事務組合

#### 大宮地方環境整備組合

- 1 被災地におけるごみの収集・処理に関すること
- 2 被災地におけるし尿の収集・処理に関すること
- 3 市の行う防災活動への協力に関すること

## 第4 指定地方行政機関

### 関東管区警察局

- 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事
- 3 管区内防災関係機関との連携に関する事
- 4 管区内各県警察、防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事

### 関東総合通信局

- 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事
- 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事
- 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
- 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

### 関東財務局

- 1 災害の査定立会に関する事
- 2 金融機関等に対する金融上の措置に関する事
- 3 地方公共団体に対する融資に関する事
- 4 国有財産の管理処分に関する事

### 関東信越厚生局

- 1 厚生労働省との連携に関する事

### 茨城労働局

- 1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事
- 2 災害時における賃金の支払いに関する事
- 3 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事
- 4 労災保険給付に関する事
- 5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事

### 関東農政局

- 1 堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事
- 2 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事
- 3 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事

- 4 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関する事
- 5 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事
- 6 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
- 7 土地改良機械器具、技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事
- 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事

#### 関東経済産業局

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3 被災中小企業の振興に関する事

#### 関東東北産業保安監督部

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関する事
- 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事

#### 関東地方整備局（常陸河川国道事務所）

- 1 防災上必要な教育及び訓練に関する事
- 2 公共施設等の整備に関する事
- 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達に関する事
- 5 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導に関する事
- 6 災害時における復旧資材の確保に関する事
- 7 災害時における応急工事に関する事
- 8 災害復旧工事の施工に関する事
- 9 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事
- 10 大規模自然災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣に関する事
- 11 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣に関する事
- 12 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事

#### 関東運輸局

- 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事
- 2 災害時における自動車、被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事
- 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事

#### 東京航空局

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

東京管区気象台（水戸地方気象台）

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

**第5 自衛隊**

- 1 防災関係資料の基礎調査に関する事
- 2 災害派遣計画の作成に関する事
- 3 茨城県地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施に関する事
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事

**第6 指定公共機関**

日本郵便株式会社（那珂郵便局）

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
- 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事
- 4 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

日本銀行（水戸事務所）

- 1 通貨の円滑な供給の確保に関する事
- 2 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事
- 3 金融機関の業務運営の確保に関する事
- 4 金融機関による金融上の措置の実施に関する事
- 5 上記各業務にかかる広報に関する事

日本赤十字社（茨城県支部）

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療、助産等の救護の実施に関する事
- 2 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事。
- 3 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事
- 4 義援金品の募集配布に関する事

日本放送協会（水戸放送局）

- 1 気象予報、警報等の周知徹底に関する事
- 2 災害状況及び災害対策室の設置に関する事
- 3 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事

東日本高速道路株式会社（関東支社）

- 1 東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関する事

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社

- 1 放射線災害の防止、応急対策等に関する事

東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

- 1 鉄道施設等の整備、保全に関する事
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事
- 2 災害時における緊急電話の取扱いに関する事
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

東京ガス株式会社（日立LNG基地）、東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）

- 1 ガス施設の安全、保全に関する事
- 2 災害時におけるガス供給に関する事
- 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事

日本通運株式会社（水戸支店）

- 1 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

東京電力パワーグリッド株式会社（茨城支店）、株式会社JERA

- 1 災害時における電力供給に関する事
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

KDDI株式会社（水戸支店）

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事
- 2 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

株式会社NTTドコモ（茨城支店）

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事
- 2 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

## 第7 指定地方公共機関

医療関係団体（社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会）

- 1 災害時における応急医療活動に関すること

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れに関すること
- 2 生活福祉資金の貸付に関すること

茨城県土地改良事業団体連合会

- 1 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること

運輸機関（茨城交通株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）

- 1 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- 1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること
- 2 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること
- 3 高圧ガスの供給に関すること
- 4 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること

報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社LuckyFM茨城放送）

- 1 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知に関すること
- 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動への協力に関すること

## 第8 公共的団体及びその他防災上重要な機関

J A常陸、那珂市商工会

- 1 被害調査に関すること
- 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること

那珂市社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れに関する事
- 2 生活福祉資金の貸付に関する事
- 3 要配慮者に関する事

一般診療所・病院

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事
- 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事

那珂医師会

- 1 災害時における応急医療活動に関する事

那珂市歯科医師会

- 1 災害時における応急歯科医療活動に関する事
- 2 災害時における検死・検案活動への協力に関する事

一般運輸事業者

- 1 災害時における緊急輸送の確保に関する事

危険物関係施設の管理者

- 1 災害時における危険物の保安措置に関する事

水戸コミュニティ放送株式会社（FMぱるるん）

- 1 災害時における情報発信に関する事